

橋本市規則第 33 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第51号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2(第16条関係)		別表第2(第16条関係)	
事由	期間	事由	期間
(1)～(21) 略	略	(1)～(21) 略	略
(22) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間	(22) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
付表 略		付表 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。